

電波監理審議会会長会見用資料

平成21年12月16日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に
関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成21年10月14日 諮問第36号)

[地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラーの設置の
円滑化に向けた制度改正]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(山口課長補佐、棚田係長)

電話：03-5253-5787

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

—地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルターの設置の
円滑化に向けた制度改正—

1 改正背景

平成 23 年 7 月の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向け、全国で中小規模の中継局整備が進められているが、山間辺地や高層ビルの陰で生じる地上デジタルテレビジョン放送の難視聴対策のため、良好な放送波をいったん受信してごく小さな電力の無線設備を用いて放送の再送信を行うギャップフィルターの利用が進展している。

現在のところ、技術基準適合証明を受けたギャップフィルターは、迅速かつ簡易に機器の設置ができるようにする免許手続の簡素化が行われているが、既に整備済みのケーブルテレビ網（以下「CATV 網」）又は共聴施設の末端にギャップフィルターを接続して地上デジタルテレビジョン放送の再送信を行うことによる効率的な利用形態のニーズが顕在化している。

このようなことから、今般、これら施設へのギャップフィルターの円滑な導入を図るため、CATV 網等に接続するためのギャップフィルターに係る技術基準の追加等の関係規定の整備を行う。

2 改正省令案の概要

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

CATV 網等に接続するタイプのギャップフィルターにおいて、接続している CATV 網や共聴施設からの影響で電気的特性を変化させることがないようにするための技術基準を追加する。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

CATV 網又は共聴施設への接続を前提としたごく小さな電力（50mW 以下）を使用する地上デジタルテレビジョン放送を行う無線設備（ギャップフィルター）を技術基準適合証明制度の対象となる特定無線設備として追加する。

3 施行期日

平成 21 年 12 月 公布・施行（予定）

地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィラーの 設置の円滑化に向けた制度改革

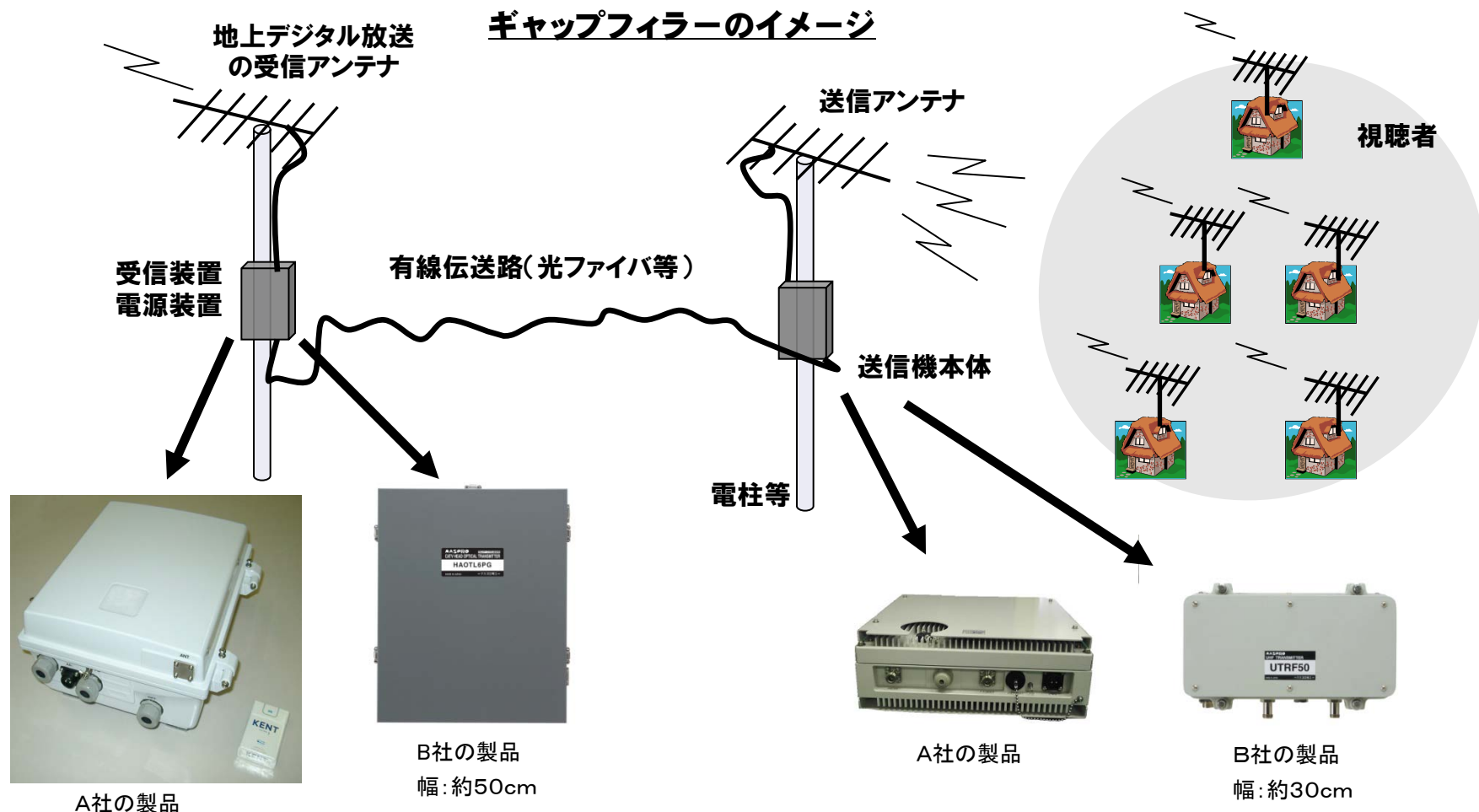
～ケーブルテレビ網に接続するタイプのギャップフィラーの制度化～

平成21年10月
情報流通行政局 放送技術課

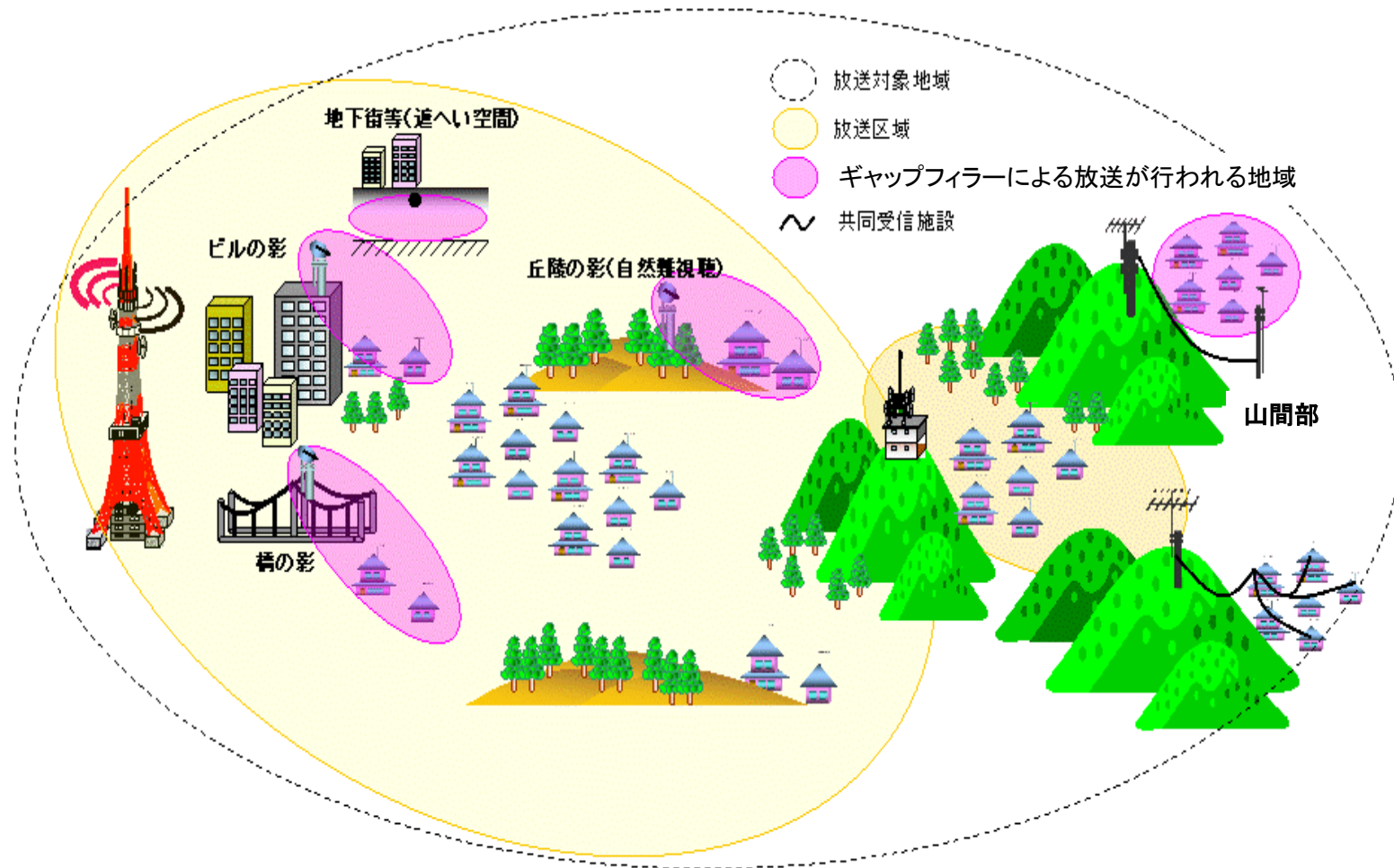
地上デジタルテレビジョン放送のギャップファイラーとは

- 山間部、地下街などの遮蔽空間、ビル等の建造物の陰といった地上デジタルテレビジョン放送の受信が困難な地域(難視聴地域)で利用可能な小規模な無線設備。
- 小さなエリア(半径は数百m)をカバーしながら地上デジタル放送の再送信を行うもの。
- 放送事業者以外の者(市町村、共聴組合、ビルオーナー等)が設置することが可能。

ギャップファイラーのイメージ



(参考) ギャップフィラーが使用される地域のイメージ



ギャップファイラーに関するこれまでの経緯

平成15年12月 三大都市圏(東京、大阪、名古屋)で地上デジタルテレビジョン放送の放送開始

平成18年12月 全国の都道府県庁所在地でデジタル放送の放送開始



平成19年10月 山間辺地でギャップファイラーを設置することを可能とする制度スタート

平成19年12月 『地上デジタル放送の難視聴解消のための免許申請の手引き』の公表(総務省)



平成20年5月 ギャップファイラーの制度改正(使用可能な地域の拡大、免許手続の簡素化)

- (1) 都市部のビル陰対策用としてもギャップファイラーを使用することが可能となった。
- (2) 技術基準適合証明(※1)を受けたギャップファイラーを使用する場合、簡易な免許手続(※2)が可能となり、かつ、無線従事者の配置が不要となった。

※1 技術基準適合証明制度: 使用者の利便性の観点から、事前に電波法に基づく技術上の基準認証を受け、総務省令で定める表示(技適マーク)が付されている場合には、免許手続時の検査の省略等の無線局開設のための手続について特例措置が受けられる制度。

※2 予備免許、検査などの一部の免許手続が省略され、審査した結果、法令に適合していると認められれば直ちに免許が付与される制度。



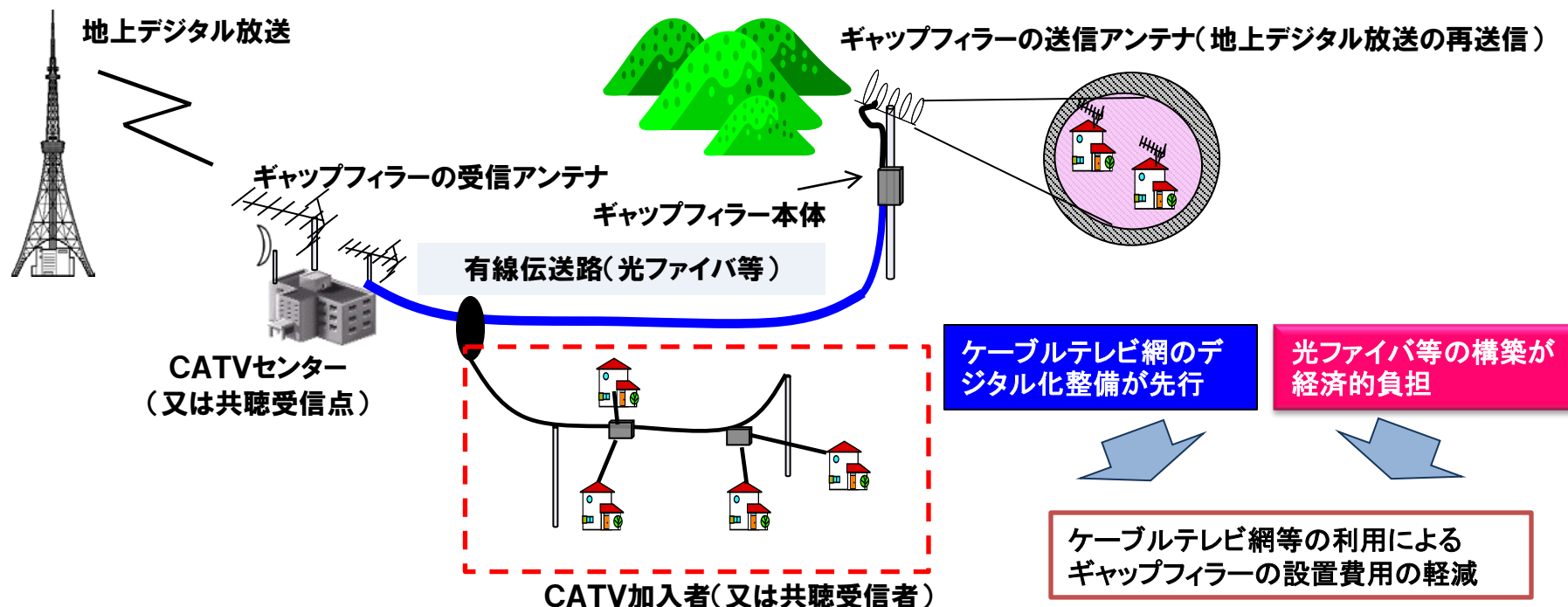
技術基準適合証明制度のマーク



平成21年9月末現在 ギャップファイラーが使用されている地域: 15地域(48局)

(八重洲地下街、兵庫県香美町、秋田県羽後町、北海道美瑛町 等)

現行制度の課題と制度改革の目的



1. 地上デジタル放送の難視聴地域の経済的で効率的な解消のため、既に整備済みのケーブルテレビ網(CATV)や共聴施設の設備にギャップフィルターを取り付ける効率的な利用形態のニーズの顕在化。
2. 1を踏まえ導入を促進するには、①簡易な免許手続が可能、②無線局に無線従事者の配置が不要となるような制度が期待され、小規模で簡便な工事に対応可能な本無線設備については、法令で定められている技術基準を満足していることを証する「技術基準適合証明」を取得した設備により対応可能。

➡ **ケーブルテレビ網等の設置に対応した適合証明が取得できるように制度改革を行う。
ギャップフィルターの設置を円滑にすることで地上デジタル放送の一層の推進を図る。**

制度改正の内容

- ① ケーブルテレビ網に接続するタイプのギャップフィラーは、接続しているCATV網や共聴施設からの影響で電気的特性を変化させることがないようにする新しい技術基準を設ける。
(→無線設備規則の改正)
- ② 技術基準適合証明を受けることができる無線設備(特定無線設備)にケーブルテレビ網に接続するタイプのギャップフィラーを追加する。
(→特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正)

技術基準適合証明を受けることができる無線設備

【現行制度】

地上デジタルテレビジョン放送の中継局

ギャップフィラー
(これまでと同じもの)
【特定無線設備】

(検査で対応)

【改正後】

地上デジタルテレビジョン放送の中継局

ギャップフィラー
(これまでと同じもの)
【特定無線設備】

CATV網接続型
ギャップフィラー
【特定無線設備の
カテゴリー追加】

(検査で対応)

特定無線設備
のカテゴリー追加

- ・免許手続の簡素化(予備免許、検査の省略)
- ・無線従事者の配置不要

平成21年12月16日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成21年10月14日 諮問第38号)

[複数地点受信方式航空監視システムの無線局の導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(小鹿課長補佐、竹下係長)

電話：03-5253-5902

無線設備規則の一部を改正する省令案について

～複数地点受信方式航空監視システムの導入に伴う国内規定の整備～

1 改正の理由

航空無線通信は、航空機の安全運航を確保するために不可欠な通信手段として有効に活用されている。このうち、航空路における管制業務に必要な航空路監視レーダーをはじめとする航空監視システムは、航空機の位置情報等を取得するための重要なシステムである。

平成22年度に予定されている東京国際（羽田）空港の新滑走路整備に伴う航空交通量の増大に伴い、空港面における航空機の位置監視の重要性が更に高くなっている。また、国際民間航空機関（ICAO）⁽¹⁾においても、航空監視システムの高度化について、標準方式・勧告が検討されているところである。

このような状況を踏まえ、平成19年4月から情報通信審議会において航空監視システムの高度化に係る無線設備の技術的条件について検討を開始し、本年7月に「SSRモードS⁽²⁾等の無線設備に関する技術的条件」（昭和63年7月電気通信技術審議会一部答申）の見直しとして答申を受けた。

今般、この技術的条件に基づき複数地点受信方式航空監視システム⁽³⁾の導入及び既存の航空監視システムの見直しを行うため、国内規定の整備を行うものである。

2 改正の概要

無線設備規則の一部を改正する省令案

複数地点受信方式の航空監視を行う無線局の無線設備を導入するため、航空監視システムに係る無線局の無線設備の周波数許容偏差、占有周波数帯幅の許容値等技術基準を改めること。（第四十五条の十二の六、別表第一号、別表第二号、別表第三号、別図第七号及び別図第八号の二関係）

3 施行期日

公布の日から施行する。

（参考）

- (1) 国際民間航空機関（ICAO：International Civil Aviation Organization）は、国連の専門機関の一つ。国際民間航空の安全かつ整然とした発達及び国際航空運送業務の健全かつ経済的な運営を目的とする機関
- (2) SSR（Secondary Surveillance Radar：2次監視レーダー）とは、質問信号を発射し、これを受信した航空機の応答装置から発射される応答信号を受信することで、航空機の位置監視を行うレーダー・SSR モード S（mode Selective）とは、航空機ごとの選択的な位置監視が可能な SSR の機能
- (3) 複数地点受信方式航空監視システムとは、SSR モード S の信号を利用し、空港内の航空機及び車両に搭載される無線設備から送信される信号を3カ所以上の受信設備で受信することで、航空機等の位置を把握する監視システム

空港面の安全運航を実現する航空監視システムの導入

～電波監理審議会諮問案件 複数地点受信方式航空監視システム～

1 導入の背景

- (背景)
- ・ 航空交通量の大幅な拡大
 - ・ 空港の大規模化
 - ・ 空港面の監視対象の拡大

- ・ 羽田新滑走路の運用開始（平成22年度秋）により、発着回数が年間約10万回増加



(問題点) 既存の航空監視システムの監視能力の限界

- ・ 航空機の便名が把握不可
- ・ 悪天候下で性能が劣化
- ・ 建物陰に監視できないエリアが発生

(例) ・ 航空機の滑走路誤進入トラブル

- 平成21年7月 大阪（伊丹）空港で許可なく滑走路を横断して着陸予定機が着陸をやり直し。（過去にも同様な事例）
- ・ 東京国際（羽田）空港の新滑走路整備など大規模化により監視できないエリアや滑走路横断が発生する



空港面の航空監視システムの高度化が必要
複数地点受信方式航空監視システムを導入

- ・ 国際民間航空機関（ICAO）で新たな航空監視システムが標準化
- ・ 我が国では、羽田・成田空港（平成22年度）、関西・大阪・福岡空港（平成23年度）、中部・那覇空港（平成24年度）に導入予定

2 導入システムのイメージ

現行システム(空港面探知レーダー)

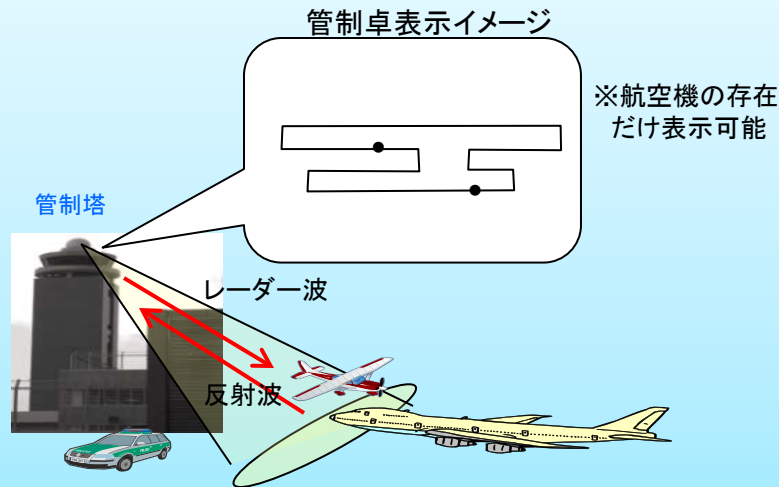
(1) 1次レーダー

(送信電波の反射波を受信することで、位置を把握するシステム)

- 便名等の情報を取得することが不可能
- 遮蔽物があると監視できないエリアが発生

(2) 24GHz帯の電波を利用

- 降雨減衰が顕著



次世代システム(複数地点受信方式航空監視システム※)

(1) 2次レーダー

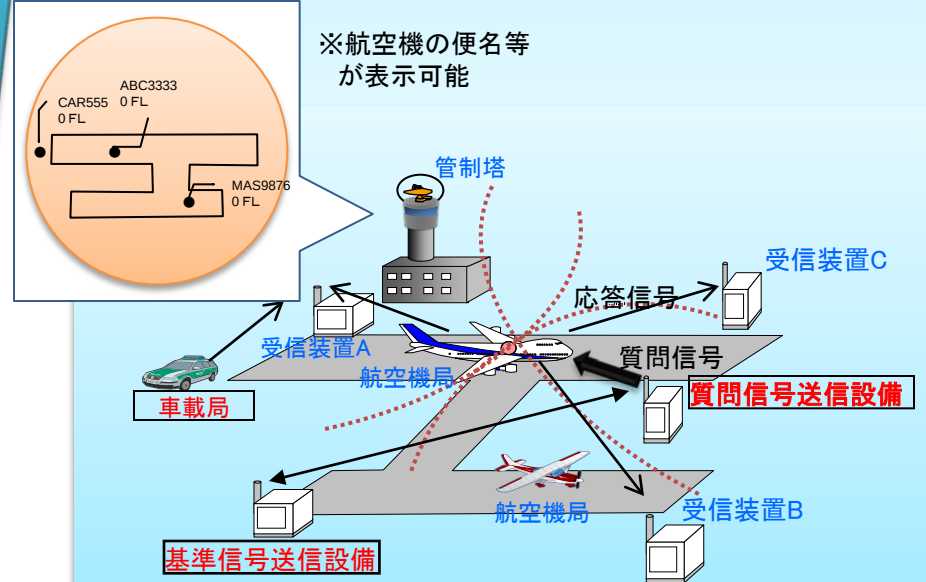
(質問・応答信号により便名等の情報の取得が可能なシステム)

- 便名等の情報を取得可能
- 複数地点で受信することで遮蔽物があっても監視可能

(2) 1GHz帯の電波を利用

- 降雨の影響が少ない

管制卓表示イメージ



3 主な改正ポイント

航空監視システムの技術基準の改正（無線設備規則）

(1) 複数地点受信方式航空監視システムの導入

- ・ 航空機側の負荷分散を図るため、質問信号の送信回数の制限等

(2) 既存の航空監視システムの技術基準の見直し

- ・ 監視区域が重複する場合の質問信号の送信回数の制限等

4 今後のスケジュール

平成21年10月	電波監理審議会諮問
平成21年12月	電波監理審議会答申予定
平成22年 3月頃	運用開始予定

電波監理審議会会長会見用資料

平成21年12月16日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成21年10月14日 諮問第39号)

[複数地点受信方式航空監視システムの無線局の導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(白石周波数調整官、工藤第二計画係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 複数地点受信方式航空監視システムの無線局の導入に向けた周波数割当計画の一部変更

航空無線通信は、航空機の安全運航を確保するために必要不可欠な通信手段であり、その中でも、航空路における管制業務に必要な航空路監視レーダーをはじめとする航空監視システムは、航空機の位置情報等を取得するための重要なシステムとなっている。

一方、平成 22 年度に予定されている東京国際（羽田）空港の新滑走路整備に伴う航空交通量の増大や、空港面における航空機の位置監視の更なる強化が必要となっており、国際民間航空機関（ICAO）においても、航空監視システムの高度化について、標準方式・勧告が検討されているところである。

このような状況の中、空港内への高度化された航空監視システム（複数地点受信方式航空監視システム）の導入に向け、平成 19 年 4 月から情報通信審議会における検討が開始され、平成 21 年 7 月に答申を受けたところである。

我が国の空港においても高度化された航空監視システムが導入できるよう、周波数割当計画の一部を変更するものである。

[変更内容]

- (1) 周波数割当計画別表 2－3 欄外において、ATCRBS の無線局のうち複数地点受信方式航空監視を行う無線局が使用する周波数として「地表に開設するもの 1030MHz、1090MHz」及び「地表に開設するもの以外のもの 1090MHz」のように定める。
- (2) 規定の整備として、周波数割当計画 第 2 表中、960-1164MHz 帯の国内分配のうち、「無線局の目的の欄」及び「周波数の使用に関する条件の欄」の表記方法を簡素化。

II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

電波監理審議会会長会見用資料

平成21年12月16日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
の各一部を改正する省令案について
(平成21年12月16日 諮問第42号)

[準ミリ波帯を用いたUWB（超広帯域）レーダーシステムの導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(中里課長補佐、和田係長)

電話：03-5253-5896

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

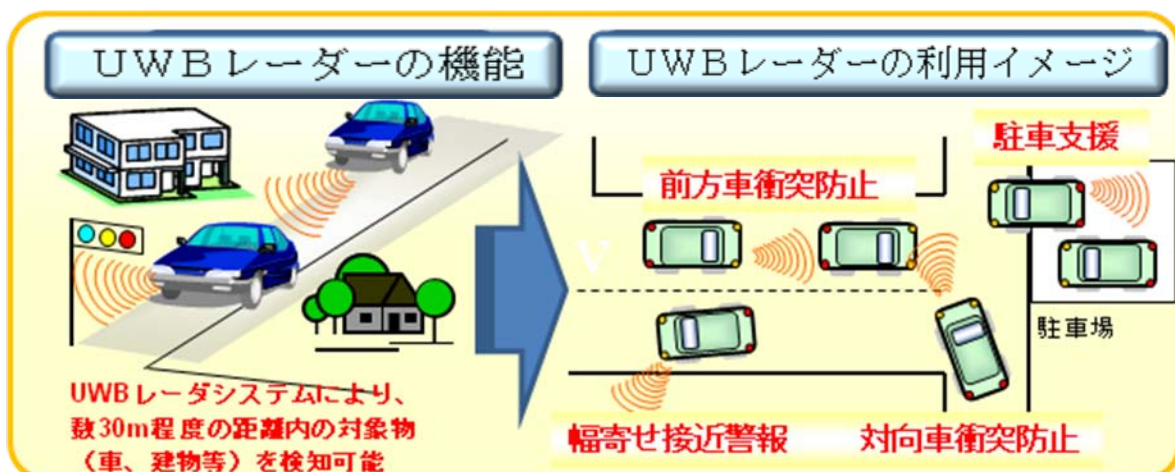
1 諮問の背景

UWB（超広帯域）無線システムとは、非常に広い帯域にわたって電力を拡散させて通信等を行う無線システムであり、近年、関連技術が進歩し、技術の使用環境が整備されてきている中で、この UWB 無線技術を用いるシステムが多くの分野で注目されている。通信用途の UWB 無線システムについては、最大数百 Mbps の伝送が可能となるもので、平成 18 年 8 月に制度化された。

準ミリ波帯を用いた UWB レーダーシステムは、高精度な測位等を可能とするもので、その特性を自動車の安全技術に利用すること（下図）で、交通事故死亡者数の減少等が期待されている。国際的には、米国では 2002 年、欧州では 2005 年にそれぞれ制度化され、利用が開始されている。

このような背景を踏まえ、平成 18 年 12 月 25 日より、情報通信審議会において「UWB（超広帯域）無線システムの技術的条件」のうち「準ミリ波帯を用いた UWB レーダーシステムの技術的条件」について審議が開始され、平成 21 年 11 月 24 日に一部答申されたところである。

今般、情報通信審議会一部答申を踏まえ、UWB レーダーシステムの技術基準等を定めるため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。



2 改正省令の概要

【電波監理審議会諮問案件】

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

超広帯域無線システムの無線局の無線設備について以下の条件を定める。

- ① 混信防止機能を定める（第9条の4）。
- ② 受信装置が副次的に発する電波の限度を定める（第24条）。
- ③ 空中線利得の上限等を定める（第49条の27）。
- ④ 占有周波数帯幅の許容値を定める（別表第2号）。
- ⑤ 送信設備の不要発射の許容値を定める（別表第3号）。
- ⑥ 平成28年12月31日までの間、22～24.25GHzも使用可能とする（附則）。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

超広帯域無線システムの無線局の無線設備について以下の条件を定める。

- ① 特定無線設備とする（第2条）。
- ② その他規定の整備を行うこと。

【電波監理審議会諮問案件以外】

○ 電波法施行規則の一部を改正する省令案

超広帯域無線システムの無線局の空中線電力の表示を規定する（第4条の4）。

3 施行期日

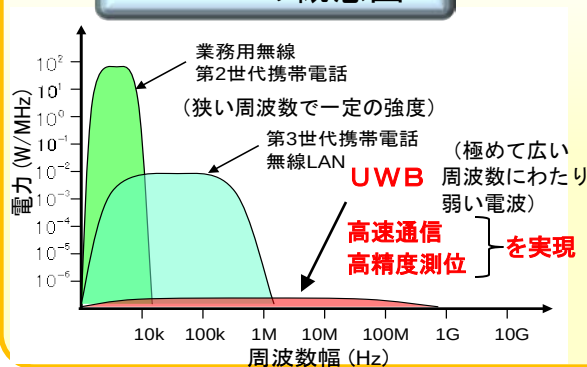
平成22年3月 公布・施行（予定）

準ミリ波帯UWB（超広帯域）レーダーシステムの導入について

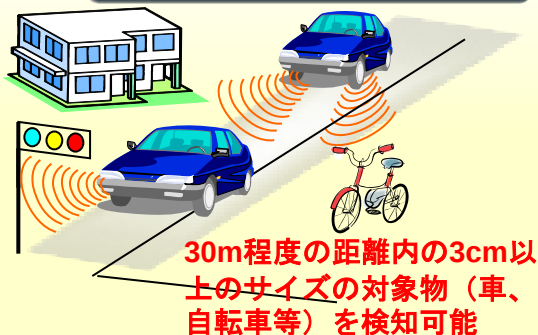
衝突防止用車載レーダーとして実用化が期待されているUWBレーダーシステムについて、他の無線システムとの共用条件を含めた技術的条件について、情報通信審議会において審議され11月24日に一部答申をいただいた。

UWB (Ultra Wide Band) レーダーシステムとは

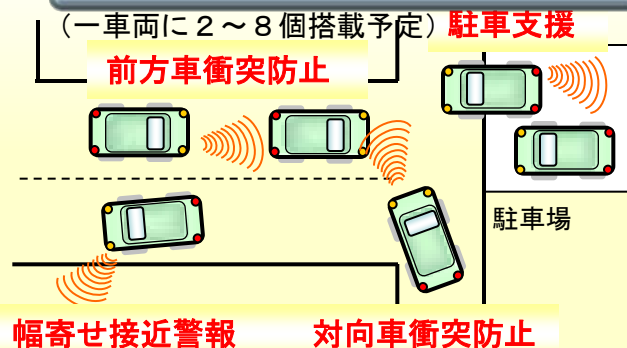
UWBの概念図



UWBレーダーの機能



UWBレーダーの利用イメージ



検討の背景

○UWB無線システム関連技術の進歩

- ・ 非常に広い帯域にわたって電力を拡散させ、30m程度の距離内の対象物を3cm程度の精度で測距可能

○国際的な動向

- ・ 欧米において、2002年以降、自動車の安全用途のUWBレーダーシステムが制度化
- ・ 自動車メーカを中心に、日本における導入についての要望の高まり（2006年EUからも要望あり）

平成18年12月25日 情報通信審議会 審議開始

- 準ミリ波帯(22～29GHz帯)を用いた、既存の無線システムとの共用検討を行うため、無線システムごとにアドホックグループを開催し、関係者の間で詳細検討を実施。

平成21年11月24日 情報通信審議会 一部答申

- 共用検討の結果等を踏まえ、準ミリ波帯を用いたUWBレーダーシステムの技術的条件について取りまとめた。

準ミリ波帯UWBレーダーシステムの技術的条件等

無線局免許

免許が不要な無線局に該当する。【施行規則第6条】

無線設備の技術的条件

項目	時限措置を定めないもの	時限措置を定めるもの（新規導入は平成28年12月31日までに限る）						
使用周波数帯	24.25～29GHz 【設備規則第49条の27】	22～24.25GHz 【設備規則 附則】						
最大空中線電力	平均電力（-41.3dBm/MHz）及び尖頭電力（0dBm/50MHz）【設備規則第49条の27】	平均電力（-41.3dBm/MHz）及び尖頭電力（0dBm/50MHz） 【設備規則第49条の27】 24.05～24.25GHzにおいて-7.3dBm【設備規則附則】						
空中線利得	0dBi以下　ただし、空中線電力の許容値からの低下分を、20dBiを超えない範囲の空中線利得で補うことができる。 【設備規則第49条の27】							
占有周波数帯幅	4.75GHz以下【設備規則 別表第 2 号】							
「受信装置が副次的に発する電波の限度」及び「不要発射の強度の許容値」	<table><tr><td>周波数(MHz)</td><td>尖頭電力</td></tr><tr><td>36625未満</td><td>-54dBm/MHz以下</td></tr><tr><td>36625以上</td><td>-44dBm/MHz以下</td></tr></table>	周波数(MHz)	尖頭電力	36625未満	-54dBm/MHz以下	36625以上	-44dBm/MHz以下	【設備規則第24条】 ：副次的に発する電波の限度 【設備規則別表第 3 号】 ：不要発射の強度の許容値
周波数(MHz)	尖頭電力							
36625未満	-54dBm/MHz以下							
36625以上	-44dBm/MHz以下							
混信防止機能	混信防止機能を有すること。【設備規則第9条の4】							
その他の技術的条件	----	「23.6～24GHzを使用するものは、仰角30度以上で25dB以上減衰させること」「22.21～22.5GHz、23.6～24GHzを使用するものは、電波天文台からの離隔距離を定める」【新規告示】						

その他

「22～24.25GHzを含む無線設備について、平成28年12月31日までに製造されたものについては、技術基準適合証明等の効力は平成29年1月1日以降もなお有効とする。」【設備規則附則】

電波監理審議会会長会見用資料

平成21年12月16日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成21年12月16日 諮問第43号)

[UWBレーダーシステムの導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(白石周波数調整官、工藤第二計画係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I UWB レーダーシステムの導入に向けた周波数割当計画の一部変更

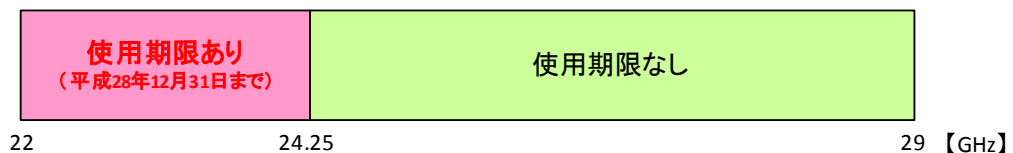
UWB レーダーシステムは、準ミリ波帯の超広帯域の周波数帯域を利用することにより、最大 30 メートルの距離において分解能 3 センチメートル程度の高精度な測位等を可能とする無線システムであり、その高精度の測位を自動車の安全技術に利用することで交通事故死亡者数の減少等が期待されている。

このような状況の中、UWB レーダーシステムの導入に向け、平成 18 年 12 月から情報通信審議会における検討が開始され、平成 21 年 11 月に答申を受けたところである。

以上のことから、我が国において、UWB レーダーシステムの導入を図るため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

なお、UWB レーダーシステムの使用周波数のうち、22GHz 以上 24.25GHz 未満については、情報通信審議会からの答申において、欧州における利用状況と同様に新たな利用を導入から最大 5 年間に限定することが適当とされたことを踏まえ、周波数割当計画において、当該周波数帯における新たな使用を平成 28 年 12 月 31 日までに限ることとする。

超広帯域無線システム(UWBレーダー)の無線局の周波数



[変更内容]

- (1) 周波数割当計画中、第 3「超広帯域無線システムの無線局の周波数表」に、UWB レーダーシステムを追加すること。
- (2) UWB レーダーシステムの使用周波数帯のうち、22GHz 以上 24.25GHz 未満の周波数帯における新たな使用を平成 28 年 12 月 31 日までの期間に限ること。
- (3) 23.6GHz 以上 24GHz 以下の周波数帯における電波発射制限を UWB レーダーシステムに限り緩和すること。

II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

平成21年12月16日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成21年12月16日 諮問第44号)

[新たな航空移動衛星通信サービスの導入に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(中村課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(伊沢課長補佐、吉田係長)

電話：03-5253-5816

無線設備規則の一部を改正する省令案について

～新たな航空移動衛星通信サービスの導入に向けた制度整備～

1 改正の理由

航空機内におけるインターネット接続等を実現するための Ku 帯を用いた航空移動衛星通信システムは、平成 15 年 10 月情報通信審議会答申「Ku 帯を用いた高速・大容量航空移動衛星通信システムの技術的条件」に基づき、平成 16 年 3 月に制度化され、平成 16 年 11 月にコネクション・バイ・ボーイング (CBB) サービスが開始されたところである※。

最近になり、諸外国において、CBB サービス以外の様々な定期航空機やビジネスジェット向け高速航空移動衛星通信サービスの導入機運が再び高まりつつあり、我が国においても、これらサービスの導入が期待されているところである。

このような背景を踏まえ、本件は、Ku 帯を用いた新たな高速航空移動衛星通信サービスの導入に向けて必要な関係規定の整備を行うものである。

※ 民間向けサービスは平成 18 年 12 月に終了

2 改正案の概要

- ・無線設備規則の一部を改正する省令案（第 45 条の 21）

様々な航空移動衛星通信サービスの導入に向けて、変調方式について、多様なデジタル変調方式を導入可能とするための改正を行うもの。

3 施行期日

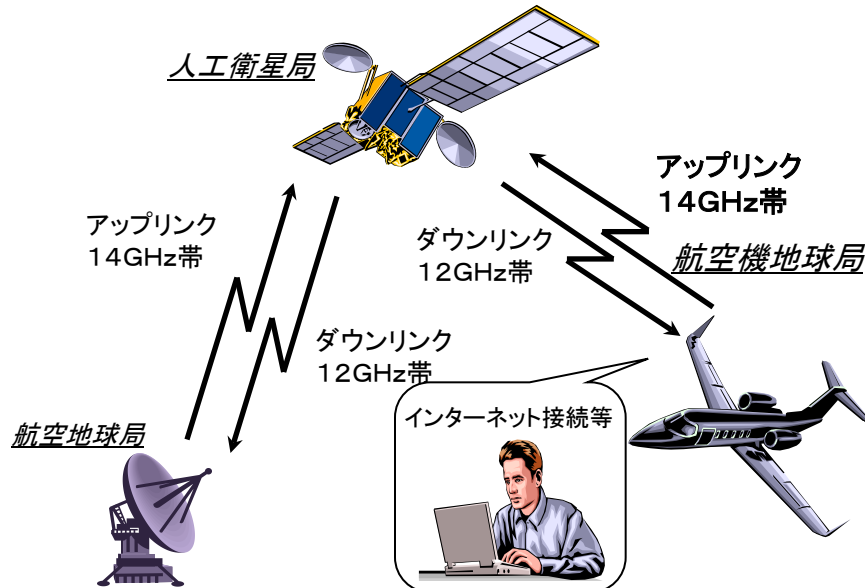
公布の日から施行する。

新たな航空移動衛星通信サービスの導入

検討の経緯

- ・ 2004年11月からコネクション・バイ・ボーイングが国内サービス開始（2006年末には民間向けサービス終了）。
- ・ 最近になり、諸外国では、新たなサービスの導入に向けた機運が高まりつつあるところ。

航空移動衛星通信サービス（Ku帯）の概要



・ 伝送速度(SKYLinkの場合):
下り最大1Mbps、上り最大512kbps

航空移動衛星通信サービス(Ku帯)の概要

名称	オペレータ	主なユーザ	世界の状況
コネクション・バイ・ボーイング	ボーイング・オペレーションズ・インターナショナル(米)	商用エアライン	2006年末に民間向けサービス終了
SKYLink	ARINC(米)	ビジネスジェット、商用エアライン(未定)	2005年以降、北米、大西洋、欧州、中米及び太平洋においてビジネスジェット向けにサービス中我が国においても、来春頃にサービス開始を検討している事業者がある
Row44	Row44(米)	商用エアライン	Alaska Airline, Southwest Airline(米)が、北米において試行サービス中(本年2月～)
eXConnect	Panasonic Avionics(米)	商用エアライン	来年半ばにルフトハンザ航空が長距離路線でサービス開始予定

改正内容

無線設備規則のうち変調方式に係る規定

現行: 位相変調方式かつエネルギー拡散方式のみ

改正案: 多様なデジタル方式の導入を可能に

平成 2 2 年電波監理審議会開催日程

1 月 1 3 日（水）

2 月 3 日（水）

3 月 1 0 日（水）

4 月 1 4 日（水）

5 月 1 9 日（水）

6 月 9 日（水）

7 月 1 4 日（水）

9 月 8 日（水）

1 0 月 1 3 日（水）

1 1 月 1 0 日（水）

1 2 月 8 日（水）

- ※ 1 開催時間は、原則、審議会は 1 5 時開始。
- ※ 2 開催場所は、原則、1 0 0 2 会議室（1 0 階）。
- ※ 3 審議会は、8 月は開催しない。

（連絡先）総合通信基盤局総務課
中村課長補佐、北村係長
電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9